

# 青森県報

第二千八百七十三号

平成十九年  
十二月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……二

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域  
県民局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三

### 選挙管理委員会

- 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分  
の一の数……………(事務局) ……三

## 告 示

青森県告示第八百六十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の

規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人みなみの架け橋	青森市新田二丁目二九の一	青森市新田二丁目二九の一	居宅介護・重度訪問介護	特定非営利活動法人みなみの架け橋	青森市新田二丁目二九の一	平成一九二二・一五

青森県告示第八百六十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四 竹林 雅史	猿ヶ森区域	小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東田 寿夫		
東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九の一 丸本 末義	三厩村区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上字鉄二 小林 秀則		

青森県告示第八百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六六	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六五の三	外ヶ浜第一加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神五	外ヶ浜第一加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神三一の三	外ヶ浜第二加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二二六の六	外ヶ浜第二加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二五五の二〇	外ヶ浜第三加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二一七	外ヶ浜第三加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二三七	外ヶ浜第四加入区
むつ市脇野沢小沢九の一	外ヶ浜第四加入区
むつ市脇野沢蛸田二二の三	脇野沢村加入区

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字大沢田字池ノ平二六の一、二六の二の一部、二六の三の一部及び二二〇の二の一部	十和田市大字大沢田字北野二五〇 新山 忠男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字本金崎二二〇の一から二二〇の三まで、二二〇の四、二二〇の五、二二〇の六、二二〇の七、二二〇の八、二二〇の九、二二〇の一〇、二二〇の一〇及び二二〇の二から二二〇の五まで	十和田市稲生町一三の二 株式会社 田中組

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 みちのく電設

二 代表者の氏名 直町 壽

三 主たる営業所の所在地 十和田市東三番町三〇の三九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五〇〇二八四号

五 取消年月日 平成十九年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ケーエス・エス株式会社

二 代表者の氏名 中村 和史

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字池ノ平一の三一九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第五〇〇一〇三号

五 取消年月日 平成十九年十二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社マスタ

二 代表者の氏名 舛田 吉則

三 主たる営業所の所在地 三沢市南山二丁目二二九の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第五〇〇一六号

五 取消年月日 平成十九年十二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築 屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百十六号

平成十九年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 四、一九一人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、九六一人

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭